

様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

北清第210号
令和4年3月22日

住所 徳島県徳島市南島田町3丁目21番地1

氏名 有限会社みどり清掃

代表取締役 岡山篤史 殿

北島町長 古川保博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項第2号及び第2条の3第1項第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日	令和4年3月22日
指定番号	第26号
事業の範囲	事業の種類 再生輸送・再生活用
	取り扱う一般廃棄物の種類 木くず，紙くず，廃プラスチック，衣類，畳
再生利用の目的	固形燃料化（RPF製造）
指定期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
指定条件	北島町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第3条の規定に適合していること。 搬入先は，有限会社みどり清掃（徳島市不動西町2丁目1534番地3）の処理施設に限る。

※なお，この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，北島町長に異議申し立てをすることができます。